

運送事業者や運転代行業者の事業継続を支援しています

【問い合わせ・申請】
本館商工労政課(〒025-8601
花城町9-30 ☎41-3536)

市では、物価高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者や自動車運転代行業者の事業継続を支援するため、交付金を交付しています。



■対象事業者

市内に本社、営業所などを有する貨物自動車運送事業者、自動車運転代行業者

■対象車両

申請日時時点で保有する岩手ナンバーの以下の車両

- 運送事業用自動車(軽貨物自動車を含む)

※被けん引車は対象外

- 随伴用自動車

■交付額

- 運送事業用自動車…1台につき2万5千円
- 随伴用自動車…1台につき3万2千円

■申請期限

11月27日(金)必着

■申請方法

持参、郵送

※申請書など詳しくは、市ホームページをご覧ください



岩手県でも同様の支援を行っています

県でも貨物自動車運送事業者を対象とした同様の支援を行っています。詳しくは、岩手県トラック協会のホームページをご確認ください。

※自動車運転代行業者は対象外です



血縁者間の提供者も対象になります 骨髄ドナー支援事業補助金

【問い合わせ・申請】健康づくり課(〒025-0055 南万丁目970-5 ☎41-3607)

市では、白血病などの血液疾患の治療に必要な骨髄・末梢血幹細胞提供者(骨髄ドナー)に対し支援を行っています。昨年度から血縁者間(6親等内)の骨髄ドナーも補助対象としています。

■対象、補助額、要件

下記の対象いずれかに対し、骨髄などの提供に要した通院・入院日数に応じて補助します。

対象	補助額	要件
骨髄ドナー	通院・入院1日につき2万円(上限14万円)	◦勤務する事業所などに骨髄ドナー休暇がない ◦市内に住所がある ◦市税の滞納がない
骨髄ドナーが勤務する事業所など	通院・入院1日につき1万円(上限7万円)	骨髄ドナー休暇がある

■申請期間

骨髄などを提供した日(提供を中止した場合は、最終同意の日)から6カ月以内

■申請方法

持参、郵送

※申請書など詳しくは、市ホームページをご覧ください



やむを得ない理由で骨髄などの提供を中止した場合でも本補助金を受けられる場合があります。申請を検討している人は、事前に健康づくり課にご相談ください。

危険なブロック塀はありませんか？ ブロック塀の除却費などを支援します

【問い合わせ】
新館建築住宅課(☎41-3567)

市では、通学路などに面するブロック塀など(※)が地震で倒壊しないよう、除却や耐震診断などの費用の一部を支援しています。



※補強コンクリートブロック造、石造、れんが造などによる塀

■対象となるブロック塀などの主な要件

道路または敷地からの高さが原則1.2mを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの

- 避難地(指定緊急避難場所および指定避難所)に面するもの
- 通学路(小中学校、幼稚園、保育園、認定こども園などに通う子どもが通行する道路)、緊急輸送道路、避難地に安全に到達するための道路に面するもの

■補助金額 ブロック塀などの耐震診断、耐震改修、除却、建て替えに要する経費の合計額

の3分の2(補助上限50万円)

■申請期限 令和9年1月8日(金)

■注意事項

本補助金の活用を検討している場合、事前に新館建築住宅課へご相談ください。市職員がブロック塀などを調査し、補助対象に該当するか判断します。

既存ブロック塀の安全点検をお願いします

建築基準法の構造基準を満たしていないブロック塀や、老朽化したブロック塀などは、地震時に倒壊し二次被害を引き起こす危険があります。

ブロック塀の所有者や管理者は、日頃から適正な維持管理に努めましょう。



がけ崩れなどの恐れがある区域からの 住宅移転を支援します

【問い合わせ】
新館建築住宅課(☎41-3567)

市では、がけ崩れなどの恐れがある区域から住宅を移転する際の費用を支援しています。



■対象 次の要件を全て満たす人

- 市内のがけ崩れ危険箇所である土砂災害特別警戒区域(通称レッドゾーン)などに住宅を所有し、現在住んでいる人
- 当該住宅を解体し、市内に移転する人

■補助金の上限額

- ①住宅の解体費用
木造住宅…3万6千円/平方メートル
非木造住宅…5万1千円/平方メートル
- ②住宅の移転に要する引越しなどの費用…97万5千円
- ③移転先での住宅の建設費用(金融機関融資の利子分)…421万円(建物は325万円、土地は96万円)

■注意事項

補助金の交付決定前に契約または工事を行った住宅は、本制度の対象外となります。また、申請を受けてから交付決定までに時間を要しますので、本制度の利用を検討している人は、事前に新館建築住宅課へご相談ください。

岩手県でも同様の支援を行っています

市の補助金に以下の金額が上乗せされる場合があります。詳しくは、県ホームページをご覧ください。



- ①住宅の解体費用…147万円
- ②住宅の移転に要する引越しなどの費用…175万円
- ③移転先での住宅の建設費用(移転前の住宅の評価額見合い)…260万円